

水
經

式
◎
圖
說

八、縣參政廳總辦公廳會中聯合發給聯合
士、糧務單位日、臨時性甲乙丙丁日志

六、發坐單日。即時上甲戌四日。

正、參議、參謀人員三十名（內猶人二十名）

三、外表身 仁體生 恒懷諷 三義

卷之三

卷之三

卷之三

筆記

標記工場では九月四日朝に至り從業員は仕事繁忙を來したからとの理由で

二、質銀を常態に復せよ(一月を九分とし、質銀支拂)

三、衛生設備をなすこと

四、罰金制度の徹廢

六、工場移転に關する市からの寄附金を從業員に分配すること

等の要求書を社長杉野廣三郎に提出し、總評議會中部合同労働組合の應援

を得、ストライキに入つたが同工場従業員三十七名中約半數は醉人であり且つ、中部合同労働組合に加盟して居り頑張に要求をなげたが内地人との

歩調整ばすれ　軟化の傾向があり遂に敵もまで戦ふことを得ずし　六日午

後中部合同の飯崎、佐々木の兩氏と杉野氏との會見協議した

一 貨銀は常態に復すること

財團法人協調會名古屋出張所